

Title	田中直吉監修 金正明編『日韓外交資料集成・第三巻』
Sub Title	The collections of documents on Japanese-Korean diplomatic relations vol. III
Author	池井, 優(Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.3 (1963. 3) ,p.119- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630315-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

とされるときにも、他方ではソビエト制とは異質的な・伝統的農村共同体的な秩序に連結されていたのである。

著者は、従来のソビエト研究においてほとんど手をつけられていない、少くとも実証的な研究としては未開拓の領域を本書において探索されており、その方法的な態度と学問的な意欲にまずもって共鳴と敬意を表したい。著者自身が指摘されているように、成程、本書において構築された視点は、いわゆるスターリン時代の、言葉をかえていえば一九二〇年代後半以後の工業化と農業集団化の政治過程の分析のプロセスにおいて、改めて検討されるべきであろうが、高度の実証性の故に、本書自体がソビエト研究の上に充分貴重な存在たり得るのではないかと考える。(勁草書房発行 五四〇頁 一八〇〇円)

(中沢精次郎)

田中直吉監修

金 正明 編

『日韓外交資料集成・第三巻』

最近根本資料の公開に伴って日本における外交史研究が盛んになって来たことは周知のことである。従来日本外交史の研究者にとつ

て最大の悩みは、政府による外交文書の非公開にあつた。昭和十一年からようやく刊行されはじめた「日本外交文書」(當時は「大日本外交文書」)も終戦時には明治九年時に至つたに過ぎなかつた。

日韓関係の資料については、殊に日韓併合の関係もあつて戦前においては極端な秘密主義がとられ、故田保橋潔教授の名著「近代日鮮関係の研究上・下巻」(昭和十五年)も日、清、韓の政府記録——しかも日本政府の記録は著者個人の蒐集になるもので当該官庁の文書を利用したものではなかつた——を駆使したために市販を禁じられた程であつた。したがつて戦前において利用し得る日韓関係の根本資料は、伊藤博文編「秘書類纂・朝鮮交渉資料」(昭和十一年)、吉野作造編「明治文化全集・外交篇」(昭和二年)であつたが、それとて多くの資料が削除されたり、伏字とされざるを得なかつた。戦後、外務省外交文書室において「日本外交文書」編纂の事業は着々と続けられ、昭和三十七年末ではほぼ明治時代が完結したが、戦災等による外務省記録の焼失等でそれとて完全とはいへ難く、より精密な日韓関係の資料の発掘が待たれていたところであつた。ここに紹介する「日韓外交資料集成・第三巻」はこのような意味での餞えをいささかも満すものである。

本書は金正明氏の編、田中直吉教授の監修になる。金氏は明治太学卒業後、同大学大学院の修士、博士課程を修了された国際政治学、国際政治史を専攻する青年学究であり、神川彦松博士の研究室の助手として日韓関係に造詣が深い。田中教授は国際政治史、外交史の専門家として夙に著名であり、更めて紹介するまでもないであ

ろう。

次に本書の構成と特色について述べる。本書は、明治十七年の甲申事変と翌十八年に日清間に締結された天津条約に関連ある外務省当局と出先機関の往復電報と両事件に関する文書がそれぞれ甲申事変編、天津条約編として収められ、附録として九つの書簡が含まれ、巻末に当時の日韓関係について解説が添えられている。勿論中心をなすものは甲申事変編、天津条約編の往復電報、文書であり、前編には七〇、後編には七八の資料が着信日付順で収められている。これらの中には「日本外交文書」十七卷、十八卷、前記「秘書類纂・朝鮮交渉資料」、「明治文化全集・外交篇」と重複する資料もあるが、全く今日迄未発表であつたものも含まれていることが注目値する。「秘書類纂」等の文書の誤りが訂正されたことにも価値はあるが、未知の文書の発掘、掲載に本書の意味がある。なんとすれば、これらの未発表文書の公開によつて従来不明とされていた点で明らかにする所が少くないからである。気付かれる箇所と事項を二、三述べて見よう。

第一は、文書番号一、明治十七年十一月二十八日付吉田外務大輔ヨリ井上外務卿宛電報「朝鮮党派ノ軋轢ニ関シ竹添公使へ訓令ノ件」(三頁)によるものである。本文書は竹添進一郎駐韓公使が、伊藤参議、井上外務卿宛に對韓策として甲案(独立党を援助して内亂を起させるといふ積極案)と乙案(清國との協調を主とし独立党を抑える消極案)を機密公信で示し、これに對し吉田、伊藤が協議の上十一月二十八日付で乙案を可とすると回訓したものである。本文書は

一部前記「秘書類纂・朝鮮交渉資料」にも載っているが、全文が発表されたため、文書二、明治十七年十二月三日発井上外務卿ヨリ吉田外務大輔宛電報「竹添公使宛訓令ニ関シ回答ノ件」(七頁)(本文書は「朝鮮交渉資料」にも全文収録)との結びつきが解り、当時山口に帰省中であつた井上外務卿に竹添の二案について意見を求めたが、井上の返事待たず乙案採用を可として訓令を発し、井上には事後報告し、井上もまた乙案採用に賛成であつたことが知られる。これは田保橋教授のいわれる「在山口井上外務卿の同意を得た上、十一月二十八日……竹添公使に電訓した」との説を覆すものである。

第二は文書番号一九、明治十七年十二月十九日在上海安藤領事ヨリ井上外務卿宛電報「仏國同盟スヘキ様仏國公使ヨリ申出ノ件」(四二頁)および文書番号二〇、翌二十日同領事ヨリ同外務卿宛電報「仏國公使ノ同盟説ニ関スル件」(四三頁)により、従来臆測の域を出なかつた清仏戦争時(明治十七年一八年)における日仏同盟説を根拠づけることが出来ることである。安藤領事の電報は次のようである。「仏國公使同盟ノ發議ハ仏國政府ヨリ出タルモノナル旨同公使ニ於テ断言シ……」(文書一九)、「昨夜發拙電(文書一九を指す一池井)ノ詳細ハ左ノ如シ仏公使云ク日本ハ財政困難ノ故ヲ以テ清國政府ト戦争スルノ力ナカルヘシ果シテ然ラハ仏國政府ハ直チニ同盟スルニ於テハ日本ノ為メニ巴里ニテ最モ便利ナル方法ヲ以テ公債ヲ募ル事ニ力ヲ尽スヘシ」(文書二〇)。井上外務卿の清仏戦争に対する態度は厳正中立であつて、この誘いには乗らなかつたのであるが、フランスが對清作戰上日本の協力を求め、その代償に戦費はフ

ランスにおいて低利で日本の募債に応ずることを打出したことが知られる。

第三には、文書番号四二、明治十七年十二月二十七日付三条太政大臣ヨリ井上特派大使宛電報「我ハ朝鮮ノ独立ヲ認メ日清双方撤兵ノ事ヲ談スヘシ」(一一五頁)によつて次のようなことが判明する。

本文書は、十二月四日に発生した甲申事変に對して、日本政府は井上外務卿自らを特派全權大使として朝鮮に派遣し、清國と協議させるに決し、井上が渡鮮の途中三条太政大臣に宛てた對韓策に對する三条の返電であるが、それには次のようにある。「足下ヨリ伊藤ヘ

ノ電信ヲ接收シ朝鮮ノ独立不独立ニ付内閣ノ會議ヲ開キ再心ノ細議ヲ尽セリ從來ノ關係ニ依リ我ニ在テハ独立ヲ認メサルヲ得ス故ニ足下規程ニ際シ附与シタル訓令ノ意ニ基キ支那使節トノ談判ハ善後ノ手段ヲ尽シ双方兵ヲ引払フ事ヲ談シ彼レ屬國ノ理由ヲ主張シ之ヲ肯セサルニ於テハ我ハ其論旨ヲ容レスシテ双方兵ヲ駐ムルノ結局ニ至ルノ外ナシ此ノ他ノ問題ニ至テハ予メ測知ル可カラサルノ情アルヲ以テ實地ニ就キ臨機ノ処分ハ之ヲ足下ニ委任スヘシ」。この「伊藤ヘノ電信」は今日見当たらないが、井上の意見は文書番号三九、明治十七年十二月二十六日付井上特派大使ヨリ三条太政大臣宛書翰「將來ノ朝鮮政略ニ関シ閣議決定方ノ件」(一〇三頁)に「今度ノ事件ニ付如何ナル場合ニ在テモ単ニ平穩ノミヲ主眼トセハ其結局ノ策ハ朝鮮獨立ノ儀ヲ吾ヨリ相止メ清國ヘ向ツテ屬邦論ヲ進メテ朝鮮ニ對スル損害処分ヲ清國ニ求ムルノ外手筈ナカルヘシ如此不充ナル局ヲ結ヒ遂ニ姑息ニ失スルノ憂ヲ残スハ実ニ為スヲ屑トナサル所ニ可

有之候右ニ就テハ後來朝鮮ニ對スル我政略ハ猶其獨立ヲ補助スルノ主義ニ基キ其計畫ヲ施スヘキヤ又ハ此主義ヲ拋棄シ後來該國ノ獨立如何ニ関セス支那政府ノ為サント欲スル所ニ一任スヘキヤ此兩点ハ實ニ事變ノ基因ナレハ拙者談判結局ノ際將來其政略ノ進退ヲ定ムル為メ其方向ヲ確定シ置ヘキハ実ニ至緊至要ノ義ニテ其方向一定不相成間ハ拙者起行政兼候間既ニ電信ニテ申進候通り速カニ廟議ヲ尽サレ勅裁ヲ經テ御通知有之度深ク企望致シ候」とあり、この二つの文書により從來明らかでなかつた渡韓に際しての井上の對策と、閣議の決定との関連がつかめる。

第四は以上述べて来たことと、文書番号七〇、明治十八年一月三十一日付井上外務卿ヨリ近藤駐韓臨時代理公使宛公信「事變ノ原因及我對韓策ニ関スル件」(二〇九頁)から普遍して、從來欧米には卑屈なまでの礼讓を以てし、清、韓に對して強硬論を唱えていたと見られる井上が、案外韓國に對しても強硬態度を以て臨むべきでないと考えていたことが知られることである。「……事變ニ関シ我事迹ト我政略トニ依リ觀察ヲ下ストキハ前述ノ如ク我政府ノ位置ハ実ニ困難ニシテデレケートナルモノニ付辦理上ニ於テモ彼レ是レノ事情ヲ酌量シ朝鮮政府ニ對シテハ成ル可ク其要求ヲ寬減シ一ハ以テ我政府政略ノ事變以前ニ異ナルナキヲ示シ一ハ以テ内外ニ對シ我公使ノ兇党ニ關係ヲ有セサル事實ヲ表明スルモノニ有之候間此書ニ就キ我辦理ノ政策如何ヲ御了解可被成候也」。この近藤臨時代理公使宛公信は井上の對韓方策を知る上において興味深い。

以上甲申事變編の文書について氣付かれる点を若干挙げてみた。

天津条約編については特に今回発表されたという文書は見当たらないが、「秘書類纂」等の誤りを直し、関係資料が列挙されているだけでも本編の価値はある。

しかし紙数の関係からか、貴重な文書で収録されていないものが若干あるのは残念である。例えば「日本外交文書」十七巻に「明治十七年甲申朝鮮京城事変始末書」があるが、この文書が「朝鮮京城事変始末書」の前半の部分のみで肝心の部分がない点から、外交文書の不足を補うためにもこれを取上げていただきたかつたこと、また山辺健太郎氏が発見され、既にそれを用いて論文をも書かれた『日清天津条約について』(アジア研究七卷二頁)写本『朝鮮交渉事件録』を紹介していただきたかつたこと、これは「蹴を得て蜀を望む」ことであろうが、次の機会にお考え置きたい。

附録には伊藤博文より井上馨宛、同黒田清隆宛、井上角五郎より井上馨宛各書翰と、榎本武揚より井上馨宛報告(黒田家文書)の計九つの文書が収められ、明治十六年に遡つて日仏同盟について駐清英、仏両公使と榎本駐清公使の対話の模様等を知り得る。

巻末の十二ページにわたる解説は、壬午の変後から天津条約の締結に至る過程を簡単に跡付けており、本書を利用する研究者にとつてこれまた大変便利で、有用なものとなつてゐる。

ともあれ、本書は以上述べて来たところから明らかなように日韓関係史の研究を志すものは勿論、朝鮮半島をめぐる国際関係史に関心を持つものには必ず参照を余儀なくされる根本資料集の一つであることは疑いない。文書の蒐集、編纂は労多くして報われる所少いこ

とであるが、学問の発展のためには欠くべからざることであり、ここに先人の業績を越えて前進することも可能となる。この点編者、監修者および資料の発掘、公表の段階において協力された陸の方々に深く敬意を表する次第である。監修者田中教授は序文において「今後も、朝鮮の開国から日韓合併に至るまでの稀少資料を次ぎ次ぎに刊行される心算」であるといつておられる。その過程には多くの困難と非常な努力が必要とされるであろうが、外交史学界、国史学界、東洋史学界等専攻分野を問わず協力を惜しまず、本資料の一層の充実と完結を急がせたいものである。(巖南堂発行 四九〇ページ 三〇〇〇円)

(池井 優)

Colin Legum:

Pan-Africanism

A Short Political Guide

Pail Mall Press, 1962, 296 pp.

コーリン・リーガム著

『パン・アフリカニズム』

一 パン・アフリカニズムは、ときにはナシヨナリズム、トヨイバリズムとともにアフリカの政治運動を規定する三大潮流の一つに